

軽度者の方	それ以外の方						
YES	YES						
身体の状況に照らし、福祉用具を必要とする一定の条件に当てはまりますか？							
種目	状態像	認定(基本情報)調査結果					
車いす・ 車いす付属品 又はに該当	日常的に歩行が困難	基本調査 1-7 歩行:「3.できない」					
	日常生活範囲における 移動の支援が特に必要	主治医から得た情報・サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定介護予防支援事業者・指定居宅介護支援事業者が判断[必要性を判断すれば区への確認申請は不要]					
特殊寝台・ 特殊寝台付属品 又はに該当	日常的に起き上がり困難	基本調査 1-4 起き上がり:「3.できない」					
	日常的に寝返りが困難	基本調査 1-3 寝返り:「3.できない」					
床ずれ防止用具 ・体位変換器	日常的に寝返りが困難	基本調査 1-3 寝返り:「3.できない」					
認知症老人 徘徊感知機器 とに該当	意思の伝達、介護者への 反応、記憶・理解のい ずれかに支障がある	基本調査 3-1 意思の伝達:「1.調査対象者が意思を他者に伝達 できる」以外 または基本調査 3-2~基本調査 3-7 のいずれか:「2.できない」 または基本調査 3-8~基本調査 4-15 のいずれか:「1.ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載さ れている場合も含む 基本調査 2-2 移動:「4.全介助」以外					
	移動において全介助を 必要としない						
移動用リフト (つり具部分を除く) ・いづれかに 該当	日常的に立ち上がり困難	基本調査 1-8 立ち上がり「3.できない」					
	移乗の一部介助または 全介助が必要	基本調査 2-1 移乗「3.一部介助」または「4.全介助」					
	生活環境において段差 の解消が必要	主治医から得た情報・サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定介護予防支援事業者・指定居宅介護支援事業者が判断[必要性を判断すれば区への確認申請は不要]					
自動排泄処理装置 とに該当	排便が全介助を必要 移乗が全介助を必要	基本調査 2-6 「4.全介助」 基本調査 2-1 「4.全介助」					
NO	YES						
次のいずれかに該当する旨が医学的な所見に基づき判断され、かつサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されていますか？							
疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第 23 号告示第 21 号のイ(上表 状態像)に該当する者(例:パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象)							
疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第 23 号告示第 21 号のイ(上表 状態像)に該当するに至ることが確実に見込まれる者(例:がん末期の急速な状態悪化)							
疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第 23 号告示第 21 号のイ(上表 状態像)に該当すると判断できる者(例:ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)							
NO	YES						
区へ例外給付の確認書類を提出							
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;"></td> <td style="width:50%;">軽度者に係る福祉用具貸与を必要とする確認申請書</td> </tr> <tr> <td></td> <td>サービス担当者会議記録</td> </tr> <tr> <td></td> <td>主治医意見書または診断書のコピー(医師所見を直接聴取した場合は不要)</td> </tr> </table> 記入もれ・不備等がある場合には給付「否」となりますので、ご注意ください。			軽度者に係る福祉用具貸与を必要とする確認申請書		サービス担当者会議記録		主治医意見書または診断書のコピー(医師所見を直接聴取した場合は不要)
	軽度者に係る福祉用具貸与を必要とする確認申請書						
	サービス担当者会議記録						
	主治医意見書または診断書のコピー(医師所見を直接聴取した場合は不要)						
否	要						
介護保険で給付が行われません	介護保険で給付を受けることが可能						